（別記様式第１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式３）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和５年度 |
| 計画主体 | 大和村 |

大和村鳥獣被害防止計画

　　　　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　　　：鹿児島県大島郡大和村役場産業振興課

：鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

　　　　　　　　　　：０９９７－５７－２１１１（内線161）

：０９９７－５７－２９５７

　　　　　　　　　　メールアドレス：sangyo@vill.yamato.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | イノシシ・カラス・アマミノクロウサギ |
| 計画期間 | 令和６年度～令和８年度 |
| 対象地域 | 鹿児島県大島郡大和村 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品　目 | 被害数値 |
| イノシシ | 果樹（ﾀﾝｶﾝ･ｽﾓﾓ**等**）  野菜類（さといも等）  イモ類（ｻﾂﾏｲﾓ等） | 3.31ha 3,345千円  0.21ha　 236千円  0.47ha 　 　 394千円  計3.99ha　 **3,974**千円 |
| カラス | 果樹（ﾀﾝｶﾝ･ﾎﾟﾝｶﾝ） | 1.5ha 1,740千円 |
| アマミノクロウサギ | 果樹（ﾀﾝｶﾝ）  イモ類（ｻﾂﾏｲﾓ） | 5.0ha 5,800千円  1.2ha 1,003千円  計6.2ha 6,803千円 |
| 合計 | | 11.69ha 　 12,518千円 |

　※四捨五入の関係で，計と内訳の計が一致しない場合がある。

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ・イノシシによる被害は増加傾向にあり,特に９月から10月のイモ類や12月から３月にかけての，果樹被害が中心である。  　特に山間部の果樹（ﾀﾝｶﾝ）収穫期に被害が集中しているため,収量の減少になっている。経済的損失が大きいため,生産意欲の減退につながっている。また,これまで目撃情報が無かった地域でもイノシシが目撃され，個体数が増えているものと考えられる。侵入防止柵の整備を計画的に進めているが,未整備地区への被害が拡大していることから被害防止対策が急務の課題である。  ・カラスによる被害については,収穫期の果樹が中心であり増加傾向にある。特に山間部の果樹（ﾀﾝｶﾝ）に被害が多く集中している。収穫期の被害は,イノシシによる被害もあることから,経済損失は大きく,生産意欲の減退となっている。  カラスの個体数は増加していると考えられるものの,捕獲頭数が伸びず被害が拡大していくと考えられるため,被害防止対策が急務の課題である。  ・アマミノクロウサギによる被害は,これまで潜在的に存在していたものの，特別天然記念物であることなどを理由に，具体的な対策を講じていなかった。天敵であるマングースの防除事業により個体数が回復傾向にある。アマミノクロウサギによる被害は，10月から３月にかけて果樹（ﾀﾝｶﾝ）の幼木から成木を中心に見られ，その他にも防風樹等の被害が見られる。  対策を講じているものの個体数の増加により幼木の食害が多く見られるため,規模拡大志向農家の生産意欲の減退にもつながっており，被害防止対策が急務の課題である。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和４年度） | 目標値（令和８年度） |
| イノシシ | 被害面積　 　 3.99ha  被害金額 **3,974**千円 | 被害面積 　 2.8ha  被害金額  **2,782**千円 |  |
| カラス | 被害面積　 　 1.5ha  被害金額 1,740千円 | 被害面積　　 1.05ha  被害金額 1,218千円 |  |
| アマミノクロ  ウサギ | 被害面積　 　 6.2ha  被害金額 6,803千円 | 被害面積　　 4.34ha  被害金額 4,762千円 |  |
| 合計 | 被害面積　　 11.69ha  被害金額 12,518千円 | 被害面積　 8.19ha  被害金額  **8,762**千円 |  |

　※四捨五入の関係で，計と内訳の計が一致しない場合がある。

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | イノシシについては,猟友会と大和村鳥獣被害防止対策協議会が連携して,銃器及び箱わな等による捕獲を実施した。  また，緊急捕獲活動支援事業を活用し，捕獲活動に取り組んだ。  カラスについては,捕獲器を３ヶ所に整備し,管理及び捕獲後の処理を猟友員２**人**に委託している。  　令和５年度に老朽化した捕獲器の取り替えを行い，捕獲活動の強化を図る。  〈鳥獣被害防止対策事業〉  R２　カラス捕獲器　１基  ｾﾝｻｰｶﾒﾗ　　　 １台  R３　ｾﾝｻｰｶﾒﾗ　　　 ２台  R４　カラス捕獲器　１基  　ｾﾝｻｰｶﾒﾗ　 　　１台  R5 カラス捕獲器　１基 | 猟友会員の高齢化により，捕獲従事者が減少していることから，今後，捕獲従事者の確保・育成に努める必要がある。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 鳥獣被害対策実践事業により，侵入防止柵の整備を進めている。  （鳥獣被害対策実践事業）  R2：鳥獣侵入防止柵  ・大和浜地区　　 　2,300ｍ  R3：鳥獣侵入防止柵  ・思勝・大金久地区 1,880ｍ  R4：鳥獣侵入防止柵  ・福元地区 　　　2,200ｍ  R5：鳥獣侵入防止柵  ・福元地区 　　　3,700ｍ | 過去に整備した防止柵の適正な管理が今後必要である。  また,未整備地区での被害が発生していることから，引き続き金網の整備が必要である。  アマミノクロウサギについては,被害防止実証を踏まえて整備した金網柵の効果的検証を行う必要がある。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 鳥獣被害状況箇所へのｾﾝｻｰｶﾒﾗ設置して調査を実施。 | 鳥獣の習性で、環境省及び専門家と協議を行い、有効な鳥獣対策を図る。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 鳥獣被害対策実践事業や県営農地環境整備事業等の周知を図るなど,侵入防止柵の未整備地区における推進を図る。  また，有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めるほか，侵入防止柵の整備された地区においては，集落及び生産組織等に適正な管理を指導するなど，維持管理を徹底して行う。  アマミノクロウサギについては,国の特別天然記念物であることから,関係機関と連携を密にし,被害防止の推進を図る。   1. 地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。 2. 捕獲と侵入防止柵の両面での被害防止対策を推進する。 3. 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。   ④ 移動式捕獲機材の整備の推進。  ※捕獲については，アマミノクロウサギを除く。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 被害情報や目撃情報を基に,鳥獣被害対策実施隊にて調査を行い,地元猟友会と連携し，イノシシの捕獲を実施する。（大和村猟友会27人）  　カラスについては，捕獲箱の管理をわな猟免許所持者１人に委託し，捕獲を実施する。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和６年度 | イノシシ  カラス | ・前年度の捕獲実績及び被害状況を踏まえた捕獲研修会等を実施し，継続して被害防止に努める。  ・緊急捕獲活動支援事業を継続して行い,捕獲活動の支援を行う。  ・狩猟者の確保・育成に継続して努める。 |
| 令和７年度 | イノシシ  カラス | ・前年度の捕獲実績及び被害状況を踏まえた捕獲研修会等を実施し，継続して被害防止に努める。  ・緊急捕獲活動支援事業を継続して行い,捕獲活動の支援を行う。  ・狩猟者の確保・育成に継続して努める。 |
| 令和８年度 | イノシシ  カラス | ・前年度の捕獲実績及び被害状況を踏まえた研修会等を実施し,技術向上に努める。  また，被害軽減が図られなかった場合は,免許取得のための講習会等を猟友会と連携して行うなど，狩猟者の確保を図る。  ・緊急捕獲活動支援事業を継続して行い,捕獲活動の支援を行う。 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ・イノシシ  　イノシシの捕獲実績は，令和２年度**124**頭,令和３年度63頭,令和４年度94頭となっており,増加傾向にある。捕獲は,銃器・わなにより年間を通して実施する。　また，農作物への食害は，これまで被害の少なかった集落でも増加していることから，捕獲計画数を300頭に設定し，被害軽減に努める。  ・カラス  　カラスの捕獲実績は,令和２年度478羽,令和３年度338羽,令和４年度93羽となっている。捕獲は,捕獲器・銃器等により年間を通して実施する。  被害は増加傾向にあり,広範囲で発生していることから，捕獲計画数を600羽に設定し,被害軽減に努める。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| イノシシ | 300 | 300 | 300 |
| カラス | 600 | 600 | 600 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 捕獲等の取組内容 |
| 狩猟免許取得者の確保・育成を推進し,イノシシを対象に農作物への被害軽減に向けて有害鳥獣捕獲を行う。  わな等の捕獲手段については,箱わな・くくりわなを使用し,被害状況や目撃情報に併せて捕獲を実施する。  　カラスについては,捕獲箱３基により年間を通して捕獲を行う。  対象区域は,大和村全域とする。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|  | 該当なし |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| イノシシ  ｱﾏﾐﾉｸﾛｳｻｷﾞ | 鳥獣被害対策実践事業  金網柵：3,000m  村単独事業  金網柵：200m | 鳥獣被害対策実践事業  金網柵：3,000m  村単独事業  金網柵：200m | 鳥獣被害対策実践事業  金網柵：3,000m  村単独事業  金網柵：200m |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
| ６年度 | ７年度 | ８年度 |
| ｲﾉｼｼ  ｶﾗｽ  ｱﾏﾐﾉｸﾛｳｻｷﾞ | 地域において，現地研修会等を開催し，**荒廃農地**の解消や下草払いに取り組むなど，野生鳥獣を近づけないような取組を普及・啓発するほか，関係機関一体となった体制の整備を目指す。  整備済みの侵入防止柵の効果を高めるため，集落の管理状況を確認し，適切な管理を指導する。  　整備された防止柵は、集落及び生産組織等で、徹底して維持管理を行う。  　（重点推進集落：福元（戸円）地区）  関係機関と情報共有し,一体となった体制整備を図ることで,効果的な被害防止に努める。  （重点推進集落：福元（戸円）地区） | 地域において，現地研修会等を開催し，**荒廃農地**の解消や下草払いに取り組むなど，野生鳥獣を近づけないような取組を普及・啓発するほか，関係機関一体となった体制の整備を目指す。  また、整備済みの侵入防止柵の効果を高めるため，引き続き，集落での適切な管理指導する。  　整備された防止柵は、集落及び生産組織等で、徹底して維持管理を行う。  　（重点推進集落：福元（大棚）地区） | 地域において，現地研修会等を開催し，**荒廃農地**の解消や下草払いに取り組むなど，野生鳥獣を近づけないような取組を普及・啓発するほか，関係機関一体となった体制の整備を目指す。  また、整備済みの侵入防止柵の効果を高めるため，引き続き，集落での適切な管理指導する。  　整備された防止柵は、集落及び生産組織等で、徹底して維持管理を行う。  　（重点推進集落：福元（大金久）地区） |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| ６年度 | **ｲﾉｼｼ・ｶﾗｽ・ｱﾏﾐﾉｸﾛｳｻｷﾞ** | 鳥獣の習性で、環境省及び専門家と協議を行い、有効な鳥獣対策を図る |
| ７年度 | **ｲﾉｼｼ・ｶﾗｽ・ｱﾏﾐﾉｸﾛｳｻｷﾞ** | 鳥獣の習性で、環境省及び専門家と協議を行い、有効な鳥獣対策を図る |
| ８年度 | **ｲﾉｼｼ・ｶﾗｽ・ｱﾏﾐﾉｸﾛｳｻｷﾞ** | 鳥獣の習性で、環境省及び専門家と協議を行い、有効な鳥獣対策を図る |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 大和村産業振興課 | ･有害鳥獣捕獲依頼及び連絡調整 |
| 大和村鳥獣被害防止対策実施隊 | ･有害鳥獣の捕獲や被害発生等の情報提供 |
| 大和村猟友会 | ･有害鳥獣の捕獲や被害発生等の情報提供 |
| 環境省奄美野生生物センター | ・天然記念物錯誤捕獲の処置や情報提供 |
| 大和村教育委員会 | ・天然記念物錯誤捕獲の処置及び滅失報告 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 人的被害  　現地確認　　　　　　通報（住民等）    鹿児島県（大島支庁）農林水産部  　　　　　通報（連絡）・対策　　　　　　　　　出没・被害報告  大和村  大和駐在所  被害防止対策の指導    **関係期間**  ･あまみ農業協同組合大島事業本部  ･大和村農業委員会  ･大和村事務嘱託員会  ･あまみ大島森林組合  　　　　　　　　　捕獲依頼  　 出没・捕獲報告  　　　　　　　　　　　　　　　　　出没・被害報告  ・大和村鳥獣被害対策実施隊  ・大和村猟友会 |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| イノシシについては,捕獲後速やかに自家消費または埋設処分を行う。また,カラスについては,埋設処分を行う。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | **食肉販売予定** |
| ペットフード | 無し |
| 皮革 | 無し |
| その他  （油脂、骨製品、角  製品、動物園等で  のと体給餌、学術  研究等） | 無し |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 令和６年度から、整備検討委員会を立ち上げ、他の処理加工施設も視察研修しながら、処理加工施設整備に向けた検討を進める。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| ・衛生管理の有する人材育成を行い、処理加工に携わる者の資質の向上を図るために、処理施設の見学や研修等を行う予定 |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 大和村鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 大和村産業振興課 | 事務局を担当し,協議会に関する連絡調整と鳥獣捕獲に関する指導を行う。 |
| 大和村事務嘱託員会 | 集落の被害情報収集及び提供を行う。 |
| 大和村猟友会 | 有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲活動を実施する。 |
| あまみ農業協同組合大島事業本部 | 対象地域を巡回し，営農指導・情報提供,鳥獣捕獲に関する指導を行う。 |
| 大和村農業委員会 | 農家の被害情報収集及び提供を行う。 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| あまみ大島森林組合 | 集落の被害状況，目撃情報を協議会へ報告する。 |
| 鹿児島県（大島支庁）  農林水産部 | 有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供及び技術指導を行う。 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 設置年月日：平成24年３月30日（民間隊員設置：平成29年２月20日）  構成：村職員６人（うち狩猟免許保持者１人）民間隊員１人（猟友会）  活動内容： 被害発生箇所の調査や見回り，捕獲等を通じた鳥獣被害の軽減対策を図る。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 被害防止技術等の向上を図るため,関係機関と連携を密に行い実施体制を強化する。  また,担い手育成の観点から,狩猟免許取得者への講習会費用の助成等の支援を行う。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 関係機関全体で情報を共有するため，有識者による生態調査や効果的な対策を講じるために被害防止実証試験を行うなど,定期的な研修会を開催し，広く普及・啓発を図る。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 公表年月日 |
| 平成２３年度 | 平成24年４月１日 |
| 平成２６年度 | 平成27年４月１日 |
| 平成２９年度 | 平成30年４月１日 |
| 令和２年度 | 令和３年４月１日 |
| 令和５年度 | 令和６年４月１日 |